事業の進め方

お む

【①事業及び 測量説明会の開催】



にご理解いただくため、 事業及び測量について説 明を行います。

【②現況測量の実施】



この測量により、計画道 路の位置がはっきりしま



接する方を対象に事業 及び用地測量について 説明を行います。

【4用地測量の実施】



を造るために必要な土 地の面積が確定します。

【7用地折衝・協議】



の取得・家屋移転などにつ いて、個別に協議させてい ただきます。

【⑥用地説明会の開催】



用地取得の対象となる皆様(アパート などの居住者の皆さまも含まれま す。)に具体的な補償について説明し ます。また、家屋補償についても説明 します。

【⑤事業着手の手続き】



より、事業着手の手続 きをとります。

【⑧契約・補償金 【⑨物件移転】 の支払い】



りますと、契約を とりかわし、補償 金をお支払いしま



取得させていただく 土地の家屋などの物 件を移転していただ 【⑪工事のお知らせ】【⑪工事の実施】【⑫完成】



お知らせします。



成します。

整備の工事について、 できるだけご迷 チラシの配布等により 惑のかからない ご理解とご協力 により道路が完 ように工事を行

この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、

下記の連絡先までお願いいたします。

東京都第六建設事務所

道路整備全般に関しては 工事課工務係 TelO3(3882)1408 工事課木密測量担当係 [[03(3882)1485]

午前9時から午後5時30分まで(土曜、日曜、祝日は除きます)

平成25年10月作成

東京都市計画道路 補助線街路第90号線及び 幹線街路環状第4号線

荒川区南千住一丁目~町屋一丁目

道路整備計画のあらまし





東京都第六建設事務所

計画のあらまし

東京都では、市街地の延焼を遮断するなど、防災性の向上を図る都市計画道路の整備を進めています。

補助第90号線及び環状第4号線は、地域の道路 交通の円滑化、安全性、防災性の向上、地域の発 展に貢献するため整備します。

この道路が完成すると、次のような効果が期待されます。

- ◆延焼遮断帯が形成され、大規模な市街地火 災を防ぎます。
- ◆震災時の安全な避難路が確保されます。
- ◆緊急車両等の通行路が確保され、救助・救援活動が円滑に行われます。

【計画の概要】

〇都市計画道路名 東京都市計画道路

補助線街路第90線

幹線街路環状第4号線

〇都市計画決定 【補90】昭和21年 4月25日 戦災復興院告示第15号

【環4】 昭和21年 3月26日

戦災復興院告示第3号

〇延長及び区間 延長:約1650m

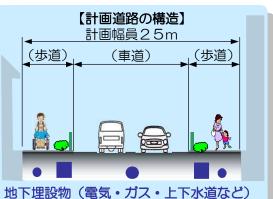
区間: 荒川区南千住一丁目から

荒川区町屋一丁目

〇計画幅員 【補90】25m

【環4】 30m







現況測量、用地測量の概要(平成25~26年度)

現況測量とは・・・・・

- 〇都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、 塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現 況平面図を作成します。
- ○できあがった図面に道路の計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- 〇また、都市計画線の幅や計画道路の中心線を現地に 標示するために杭または鋲を設置します。



用地測量とは・・・・・

- ○都市計画道路に係る土地について、現地において<mark>関係権利者の立会い</mark>のうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- ○境界確認に基づき一筆ごとに土地の測量を行い、用 地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
- ○下の【測量図(例)】で、たとえば、Aの方の土地の用地測量を行う場合は、Bの方とEの方だけでなく、Cの方やDの方にも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。



- 〇また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や 権利ごとに確認を行います。
- ○そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私 境界についても確認の立会いをお願いします。

